

# 相模原市子どもの権利条例

## 条文解説

平成27年4月

相模原市健康福祉局こども育成部こども青少年課

## 目 次

1	条例の構成	2
2	相模原市子どもの権利条例	3
	条文一覧	3
3	相模原市子どもの権利条例条文解説	11
	前文	11
	第1章 総則	14
	第1条 目的	14
	第2条 定義	15
	第2章 子どもの権利	17
	第3条 子どもの権利の保障と尊重	17
	第4条 安心して生きる権利	18
	第5条 心身ともに豊かに育つ権利	20
	第6条 自分を守り、守られる権利	21
	第7条 地域及び社会に参加する権利	23
	第3章 子どもの権利の保障	25
	第8条 市の責務	25
	第9条 保護者の責務	26
	第10条 施設関係者の責務	28
	第11条 地域住民等の責務	29
	第12条 子どもの居場所の確保	31
	第4章 子どもの意見表明及び参加	32
	第13条 子どもの意見表明及び参加の機会の確保	32
	第14条 子どもへの情報発信等	33
	第5章 子育て家庭への支援	34
	第15条 子育て家庭への支援	34
	第16条 配慮を必要とする子育て家庭への支援	35
	第6章 子どもの権利の侵害に関する相談及び救済	36
	第17条 子どもの権利救済委員の設置	36
	第18条 解嘱	38
	第19条 兼職の禁止	39
	第20条 救済委員の職務	40
	第21条 救済委員の責務等	41
	第22条 相談及び救済の申出	43
	第23条 調査及び調整	45
	第24条 調査の対象外	47
	第25条 市の機関に対する是正の要請等	48
	第26条 市の機関以外のものに対する是正の要請	49
	第27条 報告及び公表	50
	第28条 活動状況の報告	51
	第29条 救済委員への協力	51
	第30条 子どもの権利相談員	52
	第7章 子どもに関する施策の推進	54
	第31条 子どもに関する施策の推進	54
	第32条 子どもの権利の日	55
	第8章 雑則	56
	第33条 委任	56

## 1 条例の構成

### (仮称)相模原市子どもの権利条例

#### 【前文】

#### 【第1章】総則(第1条・第2条)

- ・目的
- ・定義

#### 【第2章】子どもの権利(第3条-第7条)

- ・子どもの権利の保障と尊重
- ・安心して生きる権利
- ・心身ともに豊かに育つ権利
- ・自分を守り、守られる権利
- ・地域及び社会に参加する権利

#### 【第3章】子どもの権利の保障(第8条-第12条)

- ・市の責務
- ・保護者の責務
- ・施設関係者の責務
- ・地域住民等の責務
- ・子どもの居場所の確保

#### 【第4章】子どもの意見表明及び参加(第13条・第14条)

- ・子どもの意見表明及び参加の機会の確保
- ・子どもへの情報発信等

#### 【第5章】子育て家庭への支援(第15条・第16条)

- ・子育て家庭への支援
- ・配慮を必要とする子育て家庭への支援

#### 【第6章】子どもの権利の侵害に関する相談及び救済(第17条-第30条)

- ・子どもの権利救済委員の設置
- ・解嘱
- ・兼職の禁止
- ・救済委員の職務
- ・救済委員の責務等
- ・相談及び救済の申出
- ・調査及び調整
- ・調査の対象外
- ・市の機関に対する是正の要請等
- ・市の機関以外のものに対する是正の要請
- ・報告及び公表
- ・活動状況の報告
- ・救済委員への協力
- ・子どもの権利相談員

#### 【第7章】子どもに関する施策の推進(第31条・第32条)

- ・子どもに関する施策の推進
- ・子どもの権利の日

#### 【第8章】雑則(第33条)

- ・委任

#### 【附則】

## 2 相模原市子どもの権利条例

平成27年3月23日制定  
平成27年4月1日施行  
(第6章の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行)

### 前文

私たちは、さがみはらの子どもたちが笑顔で暮らせるまちづくりを進めます。

私たちのまちさがみはらは、生命の源である貴重な水資源や雄大で美しい山なみなどの豊かな自然環境に恵まれ、歴史や文化が培われ、産業が発達した魅力あふれる都市として発展を続けています。

さがみはらが子どもたちにとって、生き生きと健やかに成長していくことができるまちであること、心安らぐふるさとになることを私たちは願っています。

子どもたちが生き生きと健やかに成長していくためには、子どもを権利の主体として尊重し、本来持っている権利を保障することが大切です。

日本には、基本的人権を尊重する日本国憲法があります。さらに、日本は、子どもの権利について、児童の権利に関する条約を結び、誰もが生まれながらに持っている権利を大切にすることを約束しています。

このような中で、子どもたちは、自分の意見を表明することや様々な活動に参加することなどができます。こうした経験を通して、子どもたちは、生まれながらに持っている子どもの権利を正しく理解するとともに、自分自身を大事にして、他の人とも尊重し合いながら成長していくことが大切です。

大人たちには、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの声や願いを受け止め、気持ちに寄り添い、子どもにとって最善の利益とは何かを考えながら、子どもの年齢や発達に応じた支援をする責任があります。

そして、子どもの最善の利益を実現するためには、子どもだけでなく、子育てに携わる人たちへの支援も不可欠であり、そのためには、子育て支援を含む子どもに関する幅広い施策を積極的に推進していく必要があります。

私たちは、これからのさがみはらを築いていく子どもたちを地域社会全体で見守り、希望ある未来に向けて、子どもたちが成長することができるまちの実現を目指すとともに、子どもの権利を保障することを目的として、日本国憲法や児童の権利に関する条約の理念を踏まえ、この条例を制定します。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、子どもが生き生きと、自分らしく成長し、発達していくため、子どもが自らの大切な権利を理解できるよう支援するとともに、子どもの健やかな成長を地域社会が支援する仕組みを定めることにより、子どもの権利を保障することを目的とします。

(定義)

- 第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者その他これと等しく子どもの権利を認めることが適当である者をいいます。
- 2 この条例において「保護者」とは、子どもの親又は親に代わり子どもを育てる者をいいます。
- 3 この条例において「子どもに関わる施設」とは、市内の学校、児童福祉施設その他子どもが育ち、学び、又は活動するために利用する施設をいいます。
- 4 この条例において「施設関係者」とは、子どもに関わる施設の関係者をいいます。
- 5 この条例において「地域住民等」とは、地域の住民、市内に通勤し、若しくは通学している者又は市内で活動している団体若しくは個人をいいます。

## 第2章 子どもの権利

(子どもの権利の保障と尊重)

- 第3条 この章に定める子どもの権利は、子どもの最善の利益を実現するため、子どもが生まれながらに持っているものとして保障されなければなりません。
- 2 子どもは、一人一人が権利の主体として尊重され、年齢及び発達に応じて支援されなければなりません。
- 3 子どもは、年齢及び発達に応じて、様々な世代の人々と触れ合うことにより、自立した社会の一員であることを自覚し、自分の権利が尊重されることと同様に、他者の権利を認め、これを尊重するよう努めるものとします。

(安心して生きる権利)

- 第4条 子どもは、安心して健やかに生きるために、次に掲げることを権利として保障されなければなりません。
- (1) 命が守られ、かけがえのない存在として、大切にされること。
- (2) 愛情及び理解をもって育まれること。
- (3) 適切な医療が必要に応じて提供されること。
- (4) いかなる理由によっても差別をされないこと。
- (5) 安全な環境において生活ができること。

(心身ともに豊かに育つ権利)

- 第5条 子どもは、心身ともに豊かに育つために、次に掲げることを権利として保障されなければなりません。
- (1) 自分らしさが認められ、個人として尊重されること。
- (2) 年齢及び発達に応じ、安心できる場所で学び、遊び、及び休息すること。
- (3) 自然、歴史等に親しみ、又は文化、芸術等の活動をすることにより、人間性を養うとともに、創造力を育むこと。

(自分を守り、守られる権利)

- 第6条 子どもは、自分を守り、又は自分が守られるため、次に掲げることを権利として保障されなければなりません。

- ( 1 ) いじめ、体罰、虐待等を受けないこと。
- ( 2 ) 犯罪、危険その他有害な環境から守られること。
- ( 3 ) 自分の考えが尊重され、不当な扱いを受けないこと。
- ( 4 ) プライバシーが守られ、名誉及び信用が傷つけられないこと。
- ( 5 ) 困ったときに気軽に相談し、適切な支援を受けられること。

(地域及び社会に参加する権利)

第7条 子どもは、年齢及び発達に応じ、自ら地域及び社会に参加するため、次に掲げることを権利として保障されなければなりません。

- ( 1 ) 自分の意見を表明すること。
- ( 2 ) 表明した自分の意見が尊重されること。
- ( 3 ) 意見を表明するために必要な情報の提供等の支援を受けられること。
- ( 4 ) 仲間を作り、仲間と集い、又は仲間と活動すること。

### 第3章 子どもの権利の保障

(市の責務)

第8条 市は、子どもの権利を尊重し、及び保障するために、子どもに関する施策を実施しなければなりません。

- 2 市は、子ども、保護者、施設関係者及び地域住民等がそれぞれの立場で子どもの最善の利益を実現することができるよう、必要な支援を行わなければなりません。
- 3 市は、子どもの権利に関して、子ども、保護者、施設関係者及び地域住民等の理解を深めるために、普及及び啓発に努めなければなりません。

(保護者の責務)

第9条 保護者は、子どもの健やかな育ちに関する第一義的な責任者であることを認識し、子どもの年齢及び発達に応じた養育に努めなければなりません。

- 2 保護者は、子どもに対し、いかなる理由によっても体罰及び虐待を行ってはなりません。
- 3 保護者は、子どもが自らの権利を正しく理解し、他者の権利を尊重できるよう支援するものとします。
- 4 保護者は、市が実施する子どもに関する施策に積極的に関わるよう努めるものとします。

(施設関係者の責務)

第10条 施設関係者は、子どもが主体的に学び、育つことができるよう、子どもの年齢及び発達に応じた必要な支援を行うよう努めなければなりません。

- 2 施設関係者は、子どもに対し、いかなる理由によっても体罰及び虐待を行ってはなりません。
- 3 施設関係者は、子どもに対するいじめ、体罰及び虐待を未然に防止するとともに、これらの解決を図るため、関係機関等と連携するものとします。
- 4 施設関係者は、子どもが自らの権利を正しく理解し、他者の権利を尊重できる

よう必要な支援に努めるものとします。

5 施設関係者は、市が実施する子どもに関する施策に協力するよう努めるものとします。

(地域住民等の責務)

第11条 地域住民等は、子どもの豊かな人間性が人、自然、社会及び文化との関わりの中で育まれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めるものとします。

2 地域住民等は、安全で安心して過ごすことができる地域づくりにより、犯罪、いじめ及び虐待から子どもを守るよう努めるものとします。

3 地域住民等は、子どもが地域社会の一員として、地域の活動に参加できる機会の確保に努めるものとします。

4 地域住民等は、市が実施する子どもに関する施策に協力するよう努めるものとします。

(子どもの居場所の確保)

第12条 市及び地域住民等は、子どもが年齢及び発達に応じて、安心して自分らしく過ごすことができる居場所の確保に努めるものとします。

#### 第4章 子どもの意見表明及び参加

(子どもの意見表明及び参加の機会の確保)

第13条 市並びに子どもに関わる施設の設置者及び管理者は、それぞれが実施する子どもに関する施策及び取組について、子どもが参加し、又は意見を表明する機会を確保するよう努めるものとします。

2 市は、子どもが自然、歴史等に親しみ、又は文化、芸術等の様々な活動に参加する機会を確保するよう努めるものとします。

(子どもへの情報発信等)

第14条 市並びに子どもに関わる施設の設置者及び管理者は、それぞれが実施する子どもに関する施策及び取組について、子どもが理解を深め、自分の意見を形成することができるよう、子どもに分かりやすい情報発信等に努めるものとします。

#### 第5章 子育て家庭への支援

(子育て家庭への支援)

第15条 市は、子どもが安心して生活することができるよう、子育て家庭への支援を行うものとします。

2 市は、子育て家庭への支援体制の充実を図るため、施設関係者及び地域住民等と連携し、及び協働するよう努めるものとします。

(配慮を必要とする子育て家庭への支援)

第16条 市は、子育てに関して特に配慮を必要とする家庭の把握に努め、相談に応ずるとともに、その状況に応じた支援を行うものとします。

## 第6章 子どもの権利の侵害に関する相談及び救済

### (子どもの権利救済委員の設置)

第17条 市は、子どもの権利の侵害に関する相談に応ずるための相談窓口を設けるとともに、子どもの権利の侵害から子どもを救済するため、相模原市子どもの権利救済委員(以下「救済委員」といいます。)を置きます。

- 2 救済委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱します。
- 3 救済委員の定数は、3人以内とします。
- 4 救済委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の救済委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 5 救済委員は、再任されることができます。

### (解嘱)

第18条 市長は、救済委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他救済委員たるにふさわしくない非行があると認めるときは、これを解嘱することができます。

### (兼職の禁止)

第19条 救済委員は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができません。

- 2 救済委員は、市に対し請負をする者その他これに準ずる団体の役員又は救済委員の職務の遂行について利害関係を有する職業等と兼ねることができません。

### (救済委員の職務)

第20条 救済委員の職務は、次のとおりとします。

- (1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申出又は自己の発意に基づき、調査、調整、是正の措置を講ずる旨の要請(以下「是正の要請」といいます。)及び勧告(以下「是正の勧告」といいます。)を行うこと。
- (3) 是正の要請又は是正の勧告を行ったときの改善の措置の状況について報告を求めること。
- (4) 是正の要請又は是正の勧告の内容を公表すること。

### (救済委員の責務等)

第21条 救済委員は、子どもの権利の擁護者として、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、関係機関等と相互に協力及び連携を図るものとします。

- 2 救済委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはなりません。
- 3 救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

### (相談及び救済の申出)

第22条 何人も、次に掲げる子どもの権利の侵害に関する事項について、救済委員に対し、相談及び救済の申出を行うことができます。

- ( 1 ) 市内に住所を有する子どもに関するもの
- ( 2 ) 市内に通勤し、又は子どもに関わる施設に通学し、通所し、若しくは入所する子ども(前号に規定する子どもを除きます。)に関するもの(相談及び救済の申出の原因となった事実が市内で生じたものに限りませす。)

2 救済の申出は、書面又は口頭で行うことができます。

(調査及び調整)

第 2 3 条 救済委員は、救済の申出があった事案又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、必要に応じて、その内容について調査を行うことができます。

2 救済委員は、救済の申出が救済に関わる子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において調査を行うとき、又は自己の発意に基づき取り上げた事案について調査を行うときは、当該子ども又は保護者の同意を得なければなりません。ただし、当該子どもが置かれている状況を考慮し、救済委員が当該同意を得る必要がないと認めるときは、この限りではありません。

3 救済委員は、調査のため必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、関係資料の提出及び説明を求め、又は実地調査を行うことができます。

4 救済委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに対し、関係資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができます。

5 救済委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害の是正のための調整を行うことができます。

(調査の対象外)

第 2 4 条 救済委員は、特別の事情があると認めるときを除き、救済の申出が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を行わないものとします。

( 1 ) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は判決、裁決等を求め現に係争中の事案に関するものであるとき。

( 2 ) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関するものであるとき。

( 3 ) 救済の申出の原因となった事実のあった日から 3 年を経過しているとき。

( 4 ) 前条第 2 項の同意が得られないとき(同項ただし書に該当するときを除きます。)

( 5 ) 前各号に掲げるもののほか、調査することが明らかに適当ではないと認められるとき。

(市の機関に対する是正の要請等)

第 2 5 条 救済委員は、調査又は調整の結果、子どもの権利の侵害又はそのおそれがあると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正の要請又は是正の勧告を行うことができます。

(市の機関以外のものに対する是正の要請)

第 2 6 条 救済委員は、調査又は調整の結果、子どもの権利の侵害又はそのおそれがあると認めるときは、関係する市の機関以外のものに対し、是正の要請を行うことができます。

(報告及び公表)

第27条 救済委員は、関係する市の機関に対し、是正の要請又は是正の勧告を行ったときは、改善の措置の状況について報告を求めるものとします。

2 救済委員は、関係する市の機関に対し、是正の要請若しくは是正の勧告を行ったとき、又は前項の規定による報告があったときは、その内容を公表することができます。

3 救済委員は、前項の規定による公表をするに当たっては、個人情報保護について十分な配慮をしなければなりません。

(活動状況の報告)

第28条 救済委員は、毎年、自らの活動状況について、市長に報告するとともに、これを公表するものとします。

(救済委員への協力)

第29条 市の機関は、救済委員の職務の遂行について協力するものとします。

2 保護者、施設関係者及び地域住民等は、救済委員の職務の遂行について協力するよう努めるものとします。

(子どもの権利相談員)

第30条 救済委員の職務の遂行を補佐するため、相模原市子どもの権利相談員(以下「相談員」といいます。)を置きます。

2 相談員は、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱します。

3 第19条及び第21条の規定は、相談員について準用します。

## 第7章 子どもに関する施策の推進

(子どもに関する施策の推進)

第31条 市は、子どもの権利の保障に資するよう、次に掲げる事項に配慮し、子どもに関する施策を推進するものとします。

(1) 子どもの最善の利益に基づくものであること。

(2) 教育、福祉、医療等との連携及び調整が図られた総合的かつ計画的なものであること。

(3) 保護者、施設関係者及び地域住民等との連携を通して子ども一人一人を支援するものであること。

(子どもの権利の日)

第32条 市は、子どもの権利について、子ども、保護者、施設関係者及び地域住民等の理解及び関心を高めるため、さがみはら子どもの権利の日を設けます。

2 さがみはら子どもの権利の日は、11月20日とします。

## 第8章 雑則

(委任)

第33条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定めます。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行します。ただし、第 6 章の規定及び次項の規定は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。
- 2 (省略)

### 3 相模原市子どもの権利条例(条文解説)

#### ぜん ぶん 前 文

私たちは、さがみはらの子どもたちが笑顔で暮らせるまちづくりを進めます。

私たちのまちさがみはらは、生命の源である貴重な水資源や雄大で美しい山なみなどの豊かな自然環境に恵まれ、歴史や文化が培われ、産業が発達した魅力あふれる都市として発展を続けています。

さがみはらが子どもたちにとって、生き生きと健やかに成長していくことができるまちであること、心安らぐふるさとになることを私たちは願っています。

子どもたちが生き生きと健やかに成長していくためには、子どもを権利の主体として尊重し、本来持っている権利を保障することが大切です。

日本には、基本的人権を尊重する日本国憲法があります。さらに、日本は、子どもの権利について、児童の権利に関する条約を結び、誰もが生まれながらに持っている権利を大切にすることを約束しています。

このような中で、子どもたちは、自分の意見を表明することや様々な活動に参加することなどができます。こうした経験を通して、子どもたちは、生まれながらに持っている子どもの権利を正しく理解するとともに、自分自身を大事にして、他の人とも尊重し合いながら成長していくことが大切です。

大人たちには、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの声や願いを受け止め、気持ちに寄り添い、子どもにとって最善の利益とは何かを考えながら、子どもの年齢や発達に応じた支援をする責任があります。

そして、子どもの最善の利益を実現するためには、子どもだけでなく、子育てに携わる人たちへの支援も不可欠であり、そのためには、子育て支援を含む子どもに関する幅広い施策を積極的に推進していく必要があります。

私たちは、これからのさがみはらを築いていく子どもたちを地域社会全体で見守り、希望ある未来に向けて、子どもたちが成長することができるまちの実現を目指すとともに、子どもの権利を保障することを目的として、日本国憲法や児童の権利に関する条約の理念を踏まえ、この条例を制定します。

前文は、条例制定の趣旨や目的などを示したものとして、条例の理念などを強調する必要がある場合に置かれることが多く、市の条例では、さがみはら男女共同参画推進条例(平成16年相模原市条例第1号)、相模原市環境基本条例(平成8年相模原市条例第26号)等で、前文が規定されています。

子どもの権利に関する総括的な考え方を示すとともに、自らの権利保障と他者の権利尊重の関係及び大人が子どもの権利保障を進めるうえでの果たすべき役割を示し、これからのさがみはらを築いていく子どもたちが希望ある未来に向けて成長することができるまちの実現を目指すとともに、子どもの権利を保障するというこの条例の制定目的を規定しています。

#### 《解説》

##### (1) 第1段落～第3段落

ここでは、「私たちは、さがみはらの子どもたちが笑顔で暮らせるまちづくりを進めます。」として宣言的な内容から始まり、豊かな自然環境に恵まれ、歴史や文化が培われ、産業が発達した魅力あふれる都市として発展を続けている都市として、私たちの住む「さがみはら」の状況を示し、この「さがみはら」が子どもたちにとって、いきいきと健やかに成長していくことができるまちであること、心安らくふるさとになることを想っている旨を表しています。

##### (2) 4段落・5段落

ここでは、子どもの権利は基本的人権の尊重を明らかにした日本国憲法、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、子どもは、かけがえのない存在であり、生まれながらに持っている権利を行使する主体であることを表しています。

##### (3) 6段落

ここでは、子どもが、権利を行使することに関しての基本的な考え方を示しています。子どもが、自分の意見を表明することや様々な活動に参加することなどの権利の行使を通じて、自分自身を大事にするとともに他者にも自分と同じ権利があることを理解し、他者の権利を尊重することが大切であることを表しています。

##### (4) 7段落・8段落

ここでは、大人たちが、子どもの権利保障を進めるうえで果たすべき役割について示しています。大人たちは、子どもを権利の主体として尊重し、子どもに寄り

添い、子ども最善の利益を実現するためには、子どもの年齢や発達に応じた支援をする責任があること、そして、子どもの権利の保障には子どもだけでなく子育てに携わる人たちへの支援も不可欠なことであり、そのために、子育て支援を含む子どもに関する幅広い施策を積極的に推進していく必要があることを表しています。

(5) 第9段落

ここでは、条例の制定目的を示しています。

条例の制定にあたっては、日本国憲法や児童の権利に関する条約の理念を踏まえ、これからのさがみはらを築いていく子どもたちを地域社会全体で見守り、希望ある未来に向けて、子どもたちが成長することができるまちの実現を目指すとともに、子どもの権利を保障することを目的として表しています。

## 【第1章】 総 則

条例全体に通ずる原則的・基本的事項として、「目的」及び「定義」を規定しています。

### 第1条

#### (目的)

第1条 この条例は、子どもが生き生きと、自分らしく成長し、発達していくため、子どもが自らの大切な権利を理解できるよう支援するとともに、子どもの健やかな成長を地域社会が支援する仕組みを定めることにより、子どもの権利を保障することを目的とします。

この条例の目的について規定したものです。

#### 《解説》

子どもの権利について、条例として明らかにすることで、市民と市が一体となって、子どもを一人の人間として尊重し、子どもが本来持っている権利を保障しようとするもので、子ども自身が、自分の権利について正しく理解し、他者の権利も尊重することを身に付けるとともに、権利の保障、権利侵害からの救済及び子どもに関する市の施策の推進などの基本的な仕組みを定めています。

条例の制定により、次のことについて、更なる推進が図られると考えています。

#### 1 子ども自身の健やかな成長

子どもは、子どもの権利を正しく学ぶことで、自分の権利だけでなく、他者にも権利があり、自分の行動に責任があることを自覚し、他者を思いやることのできる自立した社会性のある大人へと成長することができます。

#### 2 子育て支援の更なる推進

子どもの最善の利益を実現するためには、子どもだけでなく、子育てに携わる人への支援も不可欠であることを明らかにすることで、地域における子育て支援の更なる推進につながります。

#### 3 子どもへの思いやりを持ったまちづくり

子どもの権利を基本とした、思いやりのあるまちづくりを進めることは、すべての市民にとって暮らしやすい地域社会の実現につながります。

#### 4 子どもへの権利の侵害からの救済

条例に基づく、子どもの権利の侵害からの救済に関する取組により、子どもにとって、より実効性のある権利の救済・回復が可能となります。

## 第 2 条

(定義)

第 2 条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者その他これと等しく子どもの権利を認めることが適当である者をいいます。

2 この条例において「保護者」とは、子どもの親又は親に代わり子どもを育てる者をいいます。

3 この条例において「子どもに関わる施設」とは、市内の学校、児童福祉施設その他子どもが育ち、学び、又は活動するために利用する施設をいいます。

4 この条例において「施設関係者」とは、子どもに関わる施設の関係者をいいます。

5 この条例において「地域住民等」とは、地域の住民、市内に通勤し、若しくは通学している者又は市内で活動している団体若しくは個人をいいます。

条例の解釈上の疑義をなくすため、「子ども」、「保護者」、「施設関係者」及び「地域住民等」の定義を規定しています。

### 《解説》

#### 第 1 項関係 「子ども」

子どもの権利条約における子どもの定義が18歳未満であることから、原則として18歳未満としますが、18歳に達した後であっても、子どもの権利を認めることが適当である者も含むとして規定しています。

18歳に達した者でも、高等学校等に在学している場合などが該当します。

#### 第 2 項関係 「保護者」

子どもの親自身のほか、親に代わり養育の役割を果たす者を「保護者」として規定しています。

親に代わり子どもを育てる人とは、親自身が未成年者等で、子どもを養育できないため、祖父母等が子どもを養育している場合や、児童福祉法に定める里親が該当します。

### 第3項関係 「子どもに関わる施設」

子どもの権利保障の推進に重要な役割を担う市内の学校、児童福祉施設その他子どもが育ち、学び、又は活動するために利用する施設を「子どもに関わる施設」として規定しています。

#### ア 市内の学校

学校教育法第1条に規定されている幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、同法第124条に規定されている専修学校及び同法第134条に規定されている各種学校

#### イ 児童福祉施設

保育所、児童養護施設、母子生活支援施設、児童厚生施設(こどもセンター・児童館)等

#### ウ その他子どもが育ち、学び、又は活動するために利用する施設

民間のフリースクール、民間スポーツ活動団体等

### 第4項関係「施設関係者」

子どもに関わる施設の関係者を「施設関係者」として規定しています。

子どもに関わる施設の常勤職員はもとより、当該施設の非常勤職員やボランティア等、広い意味での関係者が該当します。

### 第5項関係 「地域住民等」

地域の住民、市内に通勤し、若しくは通学している者又は市内で活動している団体を「地域住民等」として規定しています。

市民だけでなく、市外の住民であっても市内に通勤し、通学している者や自治会、子ども会、市内で活動している団体や個人が該当します。

## 【第2章】 子どもの権利

条例内容の実体的事項として、「子どもの権利の保障と尊重」、「安心して生きる権利」、「心身ともに豊かに育つ権利」、「自分を守り、守られる権利」及び「地域及び社会に参加する権利」を規定しています。

### 第3条

(子どもの権利の保障と尊重)

第3条 この章に定める子どもの権利は、子どもの最善の利益を実現するため、子どもが生まれながらに持っているものとして保障されなければなりません。

2 子どもは、一人一人が権利の主体として尊重され、年齢及び発達に応じて支援されなければなりません。

3 子どもは、年齢及び発達に応じて、様々な世代の人々と触れ合うことにより、自立した社会の一員であることを自覚し、自分の権利が尊重されることと同様に、他者の権利を認め、これを尊重するよう努めるものとします。

子どもの権利の保障と尊重について総括的に規定しています。

#### 《解説》

##### 第1項関係

この章に規定する子どもの権利は、子どもの最善の利益を実現するため、本来持っているものとして保障する必要があることを規定しています。

「子どもの最善の利益を実現」とは、大人が、子どもに影響を与えることを決めるときは、何が子どもにとって最も良いことなのかを判断することであり、そのためには、子どもの権利を誰もが生まれながらに持っているものとして保障する責任があります。

なお、この章に規定する子どもの権利は、日本国憲法や児童の権利に関する条約において保障されているものであり、条例に基づき新たに創り出したものではありません。

##### 第2項関係

子どもは、独立した人格と尊厳を持った主体であるという認識の下に、障害、国籍、性別、家族の状況等を踏まえ、年齢及び発達に応じて支援する必要がある

ことを規定しています。

今を生きている子どもを支援するものとして、自己形成を支援し、エンパワメント(自分自身で問題を解決する力、自立する力)を促進する必要があります。

### 第3項関係

子どもは、自分の権利が尊重されることと同様に、他者の権利を認め、これを尊重するよう努めることが大切であることを規定しています。

子どもが自らの権利を正しく学ぶことで、他者の権利尊重のほか、社会のルールや年齢及び発達に応じた役割があることを自覚し、自立した社会性のある大人へと成長することにつながるものと考えます。

#### 参考

子どもが、自らの権利を主張する前に、義務や責任を果たす必要があるのではないかという意見が出されることがありますが、子どもの役割や守るべきルールはあっても、子どもの権利は何らかの義務を果たすことを条件に付与されるものではなく、生まれながらに無条件に持っているものです。

子どもの権利に対応する義務は、大人による子どもの権利を保障する義務と考えます。

## 第4条

(安心して生きる権利)

第4条 子どもは、安心して健やかに生きるために、次に掲げることを権利として保障されなければなりません。

- (1) 命が守られ、かけがえのない存在として、大切にされること。
- (2) 愛情及び理解をもって育まれること。
- (3) 適切な医療が必要に応じて提供されること。
- (4) いかなる理由によっても差別をされないこと。
- (5) 安全な環境において生活ができること。

子どもが、毎日の生活を送る中で基本となる、安心して健やかに生きるための権利を具体的に規定しています。

## 《解説》

### 第1号関係

命が守られ、かけがえない大切な存在として尊重されることを規定しています。

人間一人一人の尊厳の源である命が守られ、子どもはそれぞれが世界中でたった一人しかいない、かけがえのない存在として大切にされなければならないと考えます。

### 第2号関係

子どもが、周囲から子どもが持つ個別の特性などについて理解や愛情を持って育まれることを規定しています。

子どもが、周囲の大人からたくさんの愛情や正しい理解を得ることは、その心の安定や健やかな成長につながり、また、子ども自身も、他者に愛情や正しい理解を持って接することができるようになり、思いやりの心が育まれると考えます。

### 第3号関係

子どもが安心して生活するうえで、傷病等の際に医療機関等において、適切な治療行為等を受けられることを規定しています。

傷病等に対する適切な医療的ケアに関しては、子ども自らの判断では対応が困難なことから規定しています。

### 第4号関係

障害、国籍、性別、家族の状況等いかなる理由によっても、差別を受けないことを規定しています。

子どもの権利を保障していくうえで、差別はあってはなりません。

### 第5号関係

平和と安全な環境の下において、安心して暮らせることを規定しています。

子どもが安心して生活するためには、平和と安全な環境であることが前提であると考えます。

## 第5条

(心身ともに豊かに育つ権利)

第5条 子どもは、心身ともに豊かに育つために、次に掲げることを権利として保障されなければなりません。

- (1) 自分らしさが認められ、個人として尊重されること。
- (2) 年齢及び発達に応じ、安心できる場所で学び、遊び、及び休息すること。
- (3) 自然、歴史等に親しみ、又は文化、芸術等の活動をすることにより、人間性を養うとともに、創造力を育むこと。

子どもが自分らしく心豊かに成長していくための権利を具体的に規定しています。

### 《解説》

#### 第1号関係

子ども個々の考えや外見的な違いにかかわらず、個人として人格を尊重されることを規定しています。

子どもは、個性や他者との違いを否定されることなく、あるがままの自分を認められることによって健やかに成長し、発達していくことができると考えます。

#### 参考

自分らしさが認められることで、子どものわがままを助長するのではないかという意見がありますが、「この自分らしさが認められる」とは、他者の迷惑をかえりみず、自分の権利として主張することとは異なるもので、家庭や地域社会において自分のありのままの姿や思いが受け入れられることで、大人や地域を信頼できる関係性の中で子どもが安心して育っていけるように保障するものであり、子どもには、自分の主張が何でも通ることではないことや、他者の権利も大切に考えなくてはならないことを正しく理解できるよう啓発することが重要と考えます。

#### 第2号関係

成長し、発達していくという子ども特有の過程において、保障されなければならない権利である学ぶ権利、遊ぶ権利及び休息する権利について規定しています。

学ぶことは、成長し、発達していくという子ども特有の過程において保障されなければならない重要な権利の一つであり、遊ぶことについても年齢や発達状況に応じた適切な遊びやレクリエーション等を通して、多くの経験をする事ができる大切な権利であり、さらに、休息することは健やかな成長に欠かせないことであると考えます。

参考

遊ぶことや、休息することは、好きなだけ遊び、休んで良いということではなく、子どもの発達段階に応じた適切な遊びや休息が必要であるということで、どの程度が適切なのかを子どもと大人が話し合うことが大切であると考えます。

第3号関係

子どもの感性を豊かにするために、自然、歴史等に親しみ、文化、芸術等の活動する権利について規定しています。

自然環境などの恩恵や、芸術、文化、スポーツ等の活動の経験の積み重ねにより、豊かな人間性を養い、創造性を育むことにつながると考えます。

第6条

(自分を守り、守られる権利)

第6条 子どもは、自分を守り、又は自分が守られるため、次に掲げることを権利として保障されなければなりません。

- (1) いじめ、体罰、虐待等を受けないこと。
- (2) 犯罪、危険その他有害な環境から守られること。
- (3) 自分の考えが尊重され、不当な扱いを受けないこと。
- (4) プライバシーが守られ、名誉及び信用が傷つけられないこと。
- (5) 困ったときに気軽に相談し、適切な支援を受けられること。

子ども自らも自身を守り、周囲から守られる権利について規定しています。

《解説》

第1号関係

子どもに対する重大な権利の侵害であるいじめ、虐待等から、精神的にも肉体的にも

的にも守られることを規定しています。

いじめ、体罰、虐待等は、子どもにとって身近な存在から受けるものであり、その後の成長・発達にも多大な影響を与えるおそれがあることから、心身ともに傷つけられないことを保障するものです。

#### 第2号関係

犯罪、交通事故その他有害な環境から守られることを規定しています。

安全・安心について確保されているという認識を持つことによって、子どもが安心して生きていくことができると考えます。

#### 第3号関係

子どもを主体的に捉え、子どもの考えが尊重され、不当な扱いを受けないことを規定しています。

子どもは、自身の考えが認められることによって、自信を持つことが可能となり、自己肯定感を育み、自己形成を支援し、エンパワメント(自分自身で問題を解決する力、自立する力)を促進できると考えます。

#### 第4号関係

プライバシーが侵害されたり、名誉や信用を傷つけられないことを規定しています。

子どもは独立した人格と尊厳を持った主体であり、プライバシーの侵害は、子どもの自尊心を傷つけ、自信を喪失させたり、自信を否定的に捉えてしまう要因にもなることから、プライバシーが守られる必要があると考えます。

#### 参考

子どものものだからといって、大人が黙って手紙やメールを見るなどの行為はつつまなければなりません。子どもが危険にさらされる可能性がある場合や、やむを得ない事情がある場合には必要となることも考え、あらかじめ、親子で話し合うことが大切であると考えます。

大人は、子どものプライバシーに配慮しつつも、子どもの最善の利益を確保する観点から、インターネット等の危険性等について子どもとしっかり対話し、事前の対策や手立てを講ずることや、必要な助言や指導を行うなどの支援が求められます。

## 第5号関係

子どもは、権利の侵害に苦しんだり、悩んでいるときは、一人で悩みを抱えこまずに、気軽に相談してよいこと、適切な支援を受けられることを規定しています。

権利の侵害により苦しんでいる子どもが、自らアクセスしやすい相談体制の充実が必要です。

## 第7条

(地域及び社会に参加する権利)

第7条 子どもは、年齢及び発達に応じ、自ら地域及び社会に参加するため、次に掲げることを権利として保障されなければなりません。

- (1) 自分の意見を表明すること。
- (2) 表明した自分の意見が尊重されること。
- (3) 意見を表明するために必要な情報の提供等の支援を受けられること。
- (4) 仲間を作り、仲間と集い、又は仲間と活動すること。

子どもが、年齢及び発達に応じ、主体的に地域及び社会に参加する権利について規定しています。

### 《解説》

#### 第1号関係

子どもが、自分の考えや感じていることを表明することができることを規定しています。

子どもの意見表明権を保障することは、あらゆる子どもの権利が保障されることにつながるものであると考えます。

#### 第2号関係

子どもの表明した意見は、年齢や発達に応じて適切な配慮がされるものであることを規定しています。

子どもの意見に耳を傾け、気持ちに寄り添いながら、子どもの意見を尊重することが必要です。

#### 参考

子どもの意見は尊重されなければなりません、子どもの主張する意見のすべてが認められるものではなく、最善の利益は何かを考慮した結果、子どもの意見が受け入れられないことも想定され、その際には、その理由を年齢や発達に応じて丁寧に説明することが求められます。

#### 第3号関係

子どもが意見を表明したり、参加したりするために、年齢や発達に応じた分かりやすい情報提供などの支援を受けられることを規定しています。

子どもが意見をすることは、大変、勇気が必要なことであり、権利の行使に当たっては、年齢や成長に応じた配慮により、意見表明や参加を促進することが必要です。

#### 第4号関係

子ども自らが仲間を作って集まり、企画して活動できることを規定しています。

仲間とは、子ども同士だけでなく、大人の仲間も含み、自治会組織や子ども会、ボランティア団体、スポーツ団体などへの積極的な参加の経験を通して、健やかに成長することが期待できると考えます。

### 【第3章】 子どもの権利の保障

条例内容の実体的事項として、「市の責務」、「保護者の責務」、「施設関係者の責務」、「地域住民等の責務」及び「子どもの居場所の確保」を規定しています。

#### 第8条

##### (市の責務)

第8条 市は、子どもの権利を尊重し、及び保障するために、子どもに関する施策を実施しなければなりません。

2 市は、子ども、保護者、施設関係者及び地域住民等がそれぞれの立場で子どもの最善の利益を実現することができるよう、必要な支援を行わなければなりません。

3 市は、子どもの権利に関して、子ども、保護者、施設関係者及び地域住民等の理解を深めるために、普及及び啓発に努めなければなりません。

子どもの権利の保障を進めるために、市が果たさなければならない責務を規定しています。

#### 《解説》

##### 第1項関係

急速な少子高齢化など、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中で、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益の保障のために、子どもに関する施策を実施することは、自治体としての当然の責務であることを規定しています。

施策の実施に当たっては、必要な財政上の措置その他の措置を講ずる必要があります。

##### 第2項関係

市は、子ども本人や子どもに関わる保護者、施設関係者及び地域住民等がそれぞれの立場で子どもの最善の利益を実現することができるよう、必要な支援を実施しなければならない旨を規定しています。

子ども本人、子どもの育ちや成長に関わる保護者、施設関係者及び地域住民等が、様々な理由により悩んだり、孤立することなどにより必要な支援を受けられないと、それぞれの立場で、子どもの最善の利益を実現することが困難となることから、子ども本人、子どもに関わる大人に対して、必要な支援を行い、子ども

の権利を保障する環境を整える必要があります。

### 第3項関係

市は、子どもの権利に関し、子どもを含めた多くの市民に対し、広報・啓発しなくてはならないことを規定しています。

子どもの権利を保障するというこの条例の目的を実効性あるものとするためには、すべての市民が子どもの権利についての理解を深め、子どもの権利を尊重した取組を行っていくことが求められます。そのために、市は、様々な手法により積極的な広報を行うことや、子どもの権利に関する啓発事業を展開していかなければなりません。

## 第9条

### (保護者の責務)

第9条 保護者は、子どもの健やかな育ちに関する第一義的な責任者であることを認識し、子どもの年齢及び発達に応じた養育に努めなければなりません。

2 保護者は、子どもに対し、いかなる理由によっても体罰及び虐待を行ってはなりません。

3 保護者は、子どもが自らの権利を正しく理解し、他者の権利を尊重できるよう支援するものとします。

4 保護者は、市が実施する子どもに関する施策に積極的に関わるよう努めるものとします。

子どもの生活の中心となる「家庭」における保護者の責務を規定しています。

### 《解説》

#### 第1項関係

保護者は、子どもの養育に関する第一義的な責任者であること、子どもの気持ちに寄り添いながら、子どもの最善の利益を考え、子どもの年齢や発達に応じた養育に努めなければならないことを規定しています。

児童の権利に関する条約では、「父母等は、児童の養育及び発達に対する第一義的な責任を有する」と規定し、保護者は、子どもを権利の主体として捉え、子どもの気持ちに寄り添いながら、子ども最善の利益を考慮し、子どもの年齢及び

発達に応じた適切な支援、助言等を行うことが求められます。

#### 参考

子どもの権利を保障することは、子どもの言いなりになることではないかという意見がありますが、権利の濫用、いわゆるわがままを容認するものではなく、仮に権利の濫用が見られたときは、子どもの最善の利益の観点から、適切な指導、助言等を行うことが大人に求められると考えます。

#### 第2項関係

子どもにとって重大な権利の侵害である体罰及び虐待をしてはならないことを規定しています。

児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)において、禁止が規定されている虐待に加え、「しつけ」という名の下で行われる「体罰」や「不適切な言動」についても、子どもの心身に傷を与える可能性があるとともに、虐待とまでは言えないとしても、継続的に行われることにより、虐待につながるおそれがあり、これらを合わせて禁止するものです。

#### 第3項関係

保護者には、子どもが自らの権利が尊重されるのと同じように、他者の権利を尊重することが大切であると認識できるよう支援することについて規定しています。

対話や自らがお手本となることなどにより、子どもの権利に関する正しい理解ができるように支援が必要です。

#### 第4項関係

保護者は、市が実施する子どもに関する施策に積極的に関わることについて規定しています。

保護者は、市が実施する子どもの権利を推進する施策や取組に積極的に協力いただき、地域社会全体で子どもの権利を保障する環境づくりを目指していくことが必要と考えます。

## 第10条

### (施設関係者の責務)

第10条 施設関係者は、子どもが主体的に学び、育つことができるよう、子どもの年齢及び発達に応じた必要な支援を行うよう努めなければなりません。

2 施設関係者は、子どもに対し、いかなる理由によっても体罰及び虐待を行ってはなりません。

3 施設関係者は、子どもに対するいじめ、体罰及び虐待を未然に防止するとともに、これらの解決を図るため、関係機関等と連携するものとします。

4 施設関係者は、子どもが自らの権利を正しく理解し、他者の権利を尊重できるよう必要な支援に努めるものとします。

5 施設関係者は、市が実施する子どもに関する施策に協力するよう努めるものとします。

子どもの育ちや学びに大きな関わりを持つ施設関係者の責務を規定しています。

### 《解説》

#### 第1項関係

施設関係者の責務として、子ども同士の関わりを見守り、一人一人の子どもの気持ちに耳を傾け意見を尊重しながら、子どもが主体的に学び、育つことができるよう、子どもの年齢及び発達に応じた必要な支援について努めなければならないことを規定しています。

子どもが多くの時間を過ごすこととなる市内の学校、児童福祉施設その他子どもが育ち、学び、又は活動するために利用する施設において、施設関係者における子どもの権利の保障に関する役割は、子どもの健やかな成長・発達にとって重要であることを認識し、必要な支援に努めることが必要です。

#### 第2項関係

施設関係者は、子どもにとって重大な権利の侵害である体罰及び虐待を行ってはならないことを規定しています。

学校教育法(昭和22年法律第26号)第11条においては学校関係者による体罰の禁止が、また、相模原市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第75号)第13条においては、児童福祉施設の長

による懲戒を加える際の身体的苦痛の禁止が定められています。

### 第3項関係

子どもにとって重大な権利の侵害であるいじめ、体罰及び虐待から子どもを守るため、関係機関等と連携することを規定しています。

子どもの心身に重大な影響を及ぼすいじめ、体罰及び虐待から子どもを守るための取組は、多くの労苦を要するものであり、施設関係者のみで抱えることなく、関係機関等との連携により解決に向けた取組が求められます。

### 第4項関係

施設関係者には、子どもが自らの権利が尊重されるのと同じように、他者の権利を尊重することが大切であると認識できるよう必要な支援に努めることについて規定しています。

対話や自らがお手本となることなどにより、子どもの権利に関する正しい理解に努めることが求められます。

### 第5項関係

施設関係者は、市が実施する子どもの権利を推進する施策や取組への協力に努めることについて規定しています。

地域社会全体で子どもの権利を保障する環境づくりを目指していくことが大切であると考えます。

## 第11条

### (地域住民等の責務)

第11条 地域住民等は、子どもの豊かな人間性が人、自然、社会及び文化との関わりの中で育まれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めるものとします。

2 地域住民等は、安全で安心して過ごすことができる地域づくりにより、犯罪、いじめ及び虐待から子どもを守るよう努めるものとします。

3 地域住民等は、子どもが地域社会の一員として、地域の活動に参加できる機会の確保に努めるものとします。

4 地域住民等は、市が実施する子どもに関する施策に協力するよう努めるものとします。

子どもの多様な体験の場となる地域における、地域住民等の役割を規定しています。

#### 《解説》

##### 第1項関係

地域住民は、子どもの豊かな人間性を育むためには、人、自然、社会及び文化との関わりが大切であることを認識し、その健やかな育ちを支援するよう努めることについて規定しています。

子どもは、地域において、子ども同士の交流や大人との多様な関わりを通して、成長・発達していくという認識のもと、地域住民等が、子どもの権利の保障のために子どもと積極的に関わる大切であると考えます。

##### 第2項関係

地域住民等は、安全で安心して過ごすことができる地域づくりにより、犯罪、いじめ及び虐待から子どもを守るよう努めることを規定しています。

子どもの心身に重大な影響を及ぼす犯罪、いじめ及び虐待から子どもを守るための取組として、安全・安心な地域づくりが大切であると考えます。

##### 第3項関係

地域住民等は、子どもが独立した人格と尊厳を持った主体であることを認識し、地域の一構成員として、地域の活動に参加できる機会の確保に努めることを規定しています。

大人から子どもへの積極的な関わり、地域の活動に参加するよう働きかけることや、子どもを主体的に捉え、子どもが自ら参加できる場を確保することが大切であると考えます。

##### 第4項関係

地域住民等は市が実施する子どもの権利を推進する施策や取組への協力に努めることについて規定しています。

地域社会全体で子どもの権利を保障する環境づくりを目指していくことが大切であると考えます。

## 第 1 2 条

(子どもの居場所の確保)

第 1 2 条 市及び地域住民等は、子どもが年齢及び発達に応じて、安心して自分らしく過ごすことができる居場所の確保に努めるものとします。

子どもの居場所の確保について規定しています。

### 《解説》

市及び地域住民等は、子どもにはありのままの自分であること、休息して自分を取り戻すこと、自由に過ごしたり活動すること、安心して人間関係を構築できることなどができる居場所が大切であることから、その確保に努めることについて規定しています。

都市化の進行など、社会環境の変化により、公園など文字通りの空間的な意味の居場所が少なくなっています。また、ここでいう居場所とは、ポジションや役割がない、自分らしくホッとできる場所がないというような、精神的なものや人間関係までを含んだものとして捉えています。

効果的な子どもの権利の保障や権利の侵害からの救済・回復支援に結び付けていくためにも、安心して自分らしく過ごすことができる居場所の確保は不可欠であると考えます。

## 【第4章】 子どもの意見表明及び参加

条例内容の実体的事項として、「子どもの意見表及び参加の機会の確保」及び「子どもへの情報発信等」を規定しています。

### 第13条

(子どもの意見表明及び参加の機会の確保)

第13条 市並びに子どもに関わる施設の設置者及び管理者は、それぞれが実施する子どもに関する施策及び取組について、子どもが参加し、又は意見を表明する機会を確保するよう努めるものとします。

2 市は、子どもが自然、歴史等に親しみ、又は文化、芸術等の様々な活動に参加する機会を確保するよう努めるものとします。

子どもの意見表明及び参加の機会の確保について規定しています。

### 《解説》

#### 第1項関係

子どもが、自らの生活や活動に関わる様々な場面で、参加し、又は意見を表明することは、子どもの健やかな成長・発達を支えるものであるほか、大人とともに社会の構成員として、子どもに関する施策及び取組を進めることにつながるものであることから、市や子どもに関わる施設の設置者及び管理者は、それぞれが実施する子どもに関する施策及び取組について、子どもが参加し、又は意見を表明する機会を確保するよう努めることについて規定しています。

市では、アンケートの実施やシンポジウムを開催するなど、子どもに関する施策及び取組に子どもの意見を取り入れるための取組を進めていますが、更なる子どもの意見表明の機会の確保として、子どもが主体的な立場で「子ども会議」を開催するなどの取組を充実させる必要があります。

また、意見を表明する機会を確保するということは、その対応として、表明された意見を子どもに関する施策の展開に活かしていくものです。

#### 第2項関係

市は、子どもの豊かな感性を養うために、子どもが自然、歴史等に親しみ、又は文化、芸術等の様々な活動に参加する機会を確保するよう努めることについて規定しています。

子どもの豊かな人間性と生きる力を養い、創造性を育むためには、自然、歴史等に親しみ、又は文化、芸術等の様々な活動に参加し、体験・経験を重ねることが大切であることから、そのための機会の確保を進めていく必要があります。

#### 第14条

(子どもへの情報発信等)

第14条 市並びに子どもに関わる施設の設置者及び管理者は、それぞれが実施する子どもに関する施策及び取組について、子どもが理解を深め、自分の意見を形成することができるよう、子どもに分かりやすい情報発信等に努めるものとします。

子どもへの分かりやすい情報発信を行うことについて規定しています。

#### 《解説》

子どもに関する施策及び取組への参加を促進するためには、その前提として、子どもに関する施策及び取組について子どもの視点にたった分かりやすい情報発信を行うなどの支援が必要なことから、市並びに子どもに関わる施設の設置者及び管理者は、それぞれが実施する子どもに関する施策及び取組について、子どもが理解を深め、自分の意見を形成できるよう子どもに分かりやすい情報発信等に努めることについて規定しています。

子どもに関する施策及び取組について、子どもにも分かりやすいパンフレットの作成などの取組を充実していく必要があります。

## 【第5章】 子育て家庭への支援

条例内容の実体的事項として、「子育て家庭への支援」及び「配慮を必要とする子育て家庭への支援」を規定しています。

### 第15条

(子育て家庭への支援)

第15条 市は、子どもが安心して生活することができるよう、子育て家庭への支援を行うものとします。

2 市は、子育て家庭への支援体制の充実を図るため、施設関係者及び地域住民等と連携し、及び協働するよう努めるものとします。

市の役割として、子どもの健やかな育ちに関する第一義的な責任者である保護者への支援について規定しています。

#### 《解説》

##### 第1項関係

市は、保護者が安心して子どもを養育し、第一義的な責任者としての役割を果たすことができるよう、子育て家庭への支援を行うことを規定しています。

子育ての不安を解消し、子どもを愛しいと感じ、子育てが楽しくなる取組を充実させるなど保護者に対する子育て支援を行う必要があります。

##### 第2項関係

市が、子育て家庭への支援を行うに当たっては、施設関係者や地域住民等との連携協働など、その体制の充実を図るべきであることについて規定しています。

子どもの権利を保障し、次代を担う子どもたちの健やかな成長を地域社会全体で支える必要があります。

## 第16条

(配慮を必要とする子育て家庭への支援)

第16条 市は、子育てに関して特に配慮を必要とする家庭の把握に努め、相談に応ずるとともに、その状況に応じた支援を行うものとします。

市の役割として、子育てに関して様々な困難を抱えている子育て家庭への支援について規定しています。

### 《解説》

市の役割として、子育てに関して様々な困難を抱えている子育て家庭の把握に努め、相談に応ずるとともに、その家庭の状況に配慮した支援を行うことについて規定しています。

市は、保護者が安心して子どもを養育し、第一義的な責任者としての役割を果たすことができるよう子育て家庭への支援を行うに当たり、特に、子育てに関し、様々な困難を抱えている家庭については、子育てに悩む場面が多いと考えられることから、その把握、相談、状況に応じた適切な支援を行う必要があります。

### 参考

困難を抱える家庭とは、外国籍の子ども、障害のある子ども、不登校の子ども、引きこもりの子ども、虐待を受けた子ども、非行の子ども等を抱える家庭、ひとり親家庭、経済的に困難な家庭等が考えられます。

## 【第6章】 子どもの権利の侵害に関する相談及び救済

条例内容の実体的事項として、「子どもの権利救済委員の設置」、「解囑」、「兼職の禁止」、「救済委員の職務」、「救済委員の責務等」、「相談及び救済の申出」、「調査及び調整」、「調査の対象外」、「市の機関に対する是正の要請等」、「市の機関以外のものに対する是正の要請」、「報告及び公表」、「活動状況の報告」、「救済委員への協力」及び「子ども権利相談員」を規定しています。

### 第17条

(子どもの権利救済委員の設置)

第17条 市は、子どもの権利の侵害に関する相談に応ずるための相談窓口を設けるとともに、子どもの権利の侵害から子どもを救済するため、相模原市子どもの権利救済委員(以下「救済委員」といいます。)を置きます。

2 救済委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱します。

3 救済委員の定数は、3人以内とします。

4 救済委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の救済委員の任期は、前任者の残任期間とします。

5 救済委員は、再任されることができます。

救済委員の設置、資格要件、委嘱、定数、任期等について規定しています。

#### 《解説》

##### 第1項関係

市は、子どもの権利の侵害に関し、相談に応ずるための窓口を設け、救済を行うため、相模原市子どもの権利救済委員(以下「救済委員」といいます。)を置くことについて規定しています。

いじめ、体罰、虐待等、子どもの権利の侵害に関し、既存の相談機関が相談を受け、問題を解決していますが、被害を表現しにくい、対大人との関係で弱い立場におかれることが多いなどの子どもの権利侵害の特性からすると、子どもの声を受け止める窓口を幅広く持つことや、権利侵害を受けた子どもに対して、迅速で適切な救済を図るために、子どもの立場に立った救済の仕組みが必要です。

専門性の導入、公正・公平性の確保等を図ることができ、子どもに寄り添い、

相談を受けるとともに、市や教育委員会などの執行機関、その他の関係機関等に対し、独立性が尊重された第三者としての立場からの働きかけが可能となります。

#### 第2項関係

救済委員の資格要件及び委嘱について規定しています。

資格要件は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有することとしています。

#### 第3項関係

救済委員の定数を3人以内とすることを規定しています。

この救済委員のほか、救済委員の職務の遂行を補佐するため、第30条において相模原市子どもの権利相談員を置くものとしています。

#### 第4項関係

救済委員の任期を2年とし、補欠の救済委員については、前任者の残任期間とすることを規定しています。

任期が短期間の場合、職務の安定的な執行を妨げる可能性があること、他方で長期間の場合、同一の地位に長くあることによる弊害が生じる可能性があることから、任期を2年としています。

#### 第5項関係

救済委員は、その任期を満了したとき、再任できることを規定しています。

#### 参考

##### 救済委員の位置付けと性格

##### 1 子どもエンパワメントを促進するもの

権利侵害の状況を解決するだけでなく、いまを生きている子どもの支援を通して、エンパワメント(自分自身で問題を解決する力、自立する力)を促進します。

##### 2 第三者性を有するもの

子どもの権利の侵害は、行政機関が当事者になることも考えられることから、行政から独立し、どの機関からも中立の立場であるものとして位置付けるものです。

### 3 一定の権限を有するもの

権利の侵害からの救済に関し、相談、助言及び支援を行うとともに、必要に応じ調査、調整、是正の措置講ずる旨の要請等を行う権限を兼ね備えており、職務の遂行に当たっては、迅速性、専門性等を発揮するため、独任制(原則として、一人の救済委員により最終的に物事が決定される方式)により問題解決に当たります。

### 4 条例を根拠とする救済制度

条例に基づいて救済委員を置き、その職務等を規定することで、条例を根拠とする一定の権限を持つことになり、子どもの権利救済の仕組みの安定化を図ることができます。

## 第18条

(解嘱)

第18条 市長は、救済委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他救済委員たるにふさわしくない非行があると認めるときは、これを解嘱することができます。

救済委員の解嘱に関することについて規定しています。

### 《解説》

市長は、救済委員が、心身の故障、職務上の義務違反など、一定の事由があると認めるときは、解嘱できることについて規定しています。

職務上の義務違反とは、第21条第3項の守秘義務違反などが該当します。

救済委員の公平性と地位の独立性を保障するため、心身の故障、職務上の義務違反などの一定の事由以外は、その意に反して解嘱されないこととするものです。

## 第 19 条

### (兼職の禁止)

第 19 条 救済委員は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができません。

2 救済委員は、市に対し請負をする者その他これに準ずる団体の役員又は救済委員の職務の遂行について利害関係を有する職業等と兼ねることができません。

救済委員の兼職できない職について規定しています。

### 《解説》

#### 第 1 項関係

救済委員は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない旨を規定しています。

救済委員の中立性、公平性を確保するものです。

#### 第 2 項関係

救済委員は、市に対し請負をする者その他これに準ずる団体の役員又は救済委員の職務の遂行について利害関係を有する職業等と兼ねることができない旨を規定しています。

市に対し請負をする個人や企業、法人などの団体の役員のほか、利害関係を有する職業として子どもに関わる施設の経営者等が該当します。

## 第20条

### (救済委員の職務)

第20条 救済委員の職務は、次のとおりとします。

- (1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申出又は自己の発意に基づき、調査、調整、是正の措置を講ずる旨の要請(以下「是正の要請」といいます。)及び勧告(以下「是正の勧告」といいます。)を行うこと。
- (3) 是正の要請又は是正の勧告を行ったときの改善の措置の状況について報告を求めること。
- (4) 是正の要請又は是正の勧告の内容を公表すること。

救済委員の職務について規定しています。

### 《解説》

#### 第1号関係

救済委員の職務として、子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言や支援を行うことを規定しています。

いじめや虐待など深刻な権利侵害に限らず、様々なことに悩み、苦しんでいる子どもたちがいます。こうした子どもたちに対し、既存の相談機関が相談を受け、問題解決をしている事例も数多くあります。しかしながら、なかなか解決に至らず長期化している場合もあり、被害を表現しにくい、対大人との関係で弱い立場に置かれることが多いという子ども又は子ども権利の侵害の特性を踏まえると、子どもの声を早期に受けとめ、寄り添い、必要な助言及び支援を行うことが必要です。

この段階においては、いじめや虐待等の深刻な権利侵害だけでなく、子どもが抱える様々な悩みを広く受け付けることとなります。

#### 第2号関係

救済委員の職務として、子どもの権利の侵害に関する救済の申出又は自己の発意に基づき、調査、調整、是正の措置を講ずる旨の要請(以下「是正の要請」といいます。)及び勧告(以下「是正の要請」といいます。)ができることを規定しています。

第22条第2項に規定する書面又は口頭による申出があった場合のほか、マスコミの情報や相談を受ける過程での情報などを基に救済委員の自己の判断により調査等を行います。

救済委員は、行政処分を行う行政庁とは異なり、自ら市の機関や市民に対し、その行為を取り消したり、是正等を強制したりする権限はありません。したがって、本項で規定している調査、調整、是正の要請及び是正の勧告の権限は、法的な強制力を有するものではなく、その実効性は、子どもの権利に関して優れた識見を有する救済委員の判断と、救済委員に対する市民や関係機関からの信頼などを支えに尊重されるものです。

#### 第3号関係

救済委員の職務として、市の機関に是正の要請又は是正の勧告を行ったとき、当該市の機関に対し、改善の措置の状況について報告を求めることを規定しています。

#### 第4号関係

救済委員の職務として、市の機関に行った是正の要請又は是正の勧告の内容を公表することができることを規定しています。

### 第21条

#### (救済委員の責務等)

第21条 救済委員は、子どもの権利の擁護者として、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、関係機関等と相互に協力及び連携を図るものとします。

2 救済委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはなりません。

3 救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

救済委員の責務、政治的中立、守秘義務について規定しています。

#### 《解説》

#### 第1項関係

救済委員の責務として、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、関係機関等と相互に協力及び連携を図ることを規定しています。

救済委員は、子どもの権利の擁護者として、この条例の理念を念頭に置き、子どもの権利の侵害という問題に対し、どのような解決方法が最も良いか判断することが必要となります。

そのためには、子どもの視点に立って、関係者との間の調整活動を行うことが求められるほか、調査等の一定の権限を行使する際には、公的な第三者としての立場から、関係機関等の状況を的確に把握することが求められます。

また、職務の遂行に当たっては、公正かつ適正な判断が必要であり、可能な限りの迅速性についても求められるものです。

#### 第2項関係

救済委員は、政治的に中立でなければならないことを規定しています。

政党とは、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条第2項に定める政党を指します。

また、政治的目的とは、政治上の主義主張や施策等を推進したり、これに反対したりすることを目的にすること、または、公職の候補者や特定の政党、政治団体を支持、推薦したり、これに反対することを目的にすることを指します。

#### 第3項関係

救済委員は、個人の秘密に関する職務上知り得た秘密を漏らしてはならないことを規定しています。

救済委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)上の特別職の非常勤職員に該当し、同法で規定している一般職の公務員の守秘義務が適用されないため、本条例で規定するものです。

## 第 2 2 条

(相談及び救済の申出)

第 2 2 条 何人も、次に掲げる子どもの権利の侵害に関する事項について、救済委員に対し、相談及び救済の申出を行うことができます。

( 1 ) 市内に住所を有する子どもに関するもの

( 2 ) 市内に通勤し、又は子どもに関わる施設に通学し、通所し、若しくは入所する子ども(前号に規定する子どもを除きます。)に関するもの(相談及び救済の申出の原因となった事実が市内で生じたものに限ります。)

2 救済の申出は、書面又は口頭で行うことができます。

権利侵害に関する相談又は救済に関する申出に関することについて規定しています。

### 《解説》

#### 第 1 項関係

市内に住所を有する子ども、市内に通勤、通学する子どもに係る権利に関する事項について本人、本人以外を含め、誰もが、救済委員に対して、相談、救済の申出ができることを規定しています。

また、同項第 1 号及び第 2 号では、権利の侵害からの救済対象となる子どもの範囲を定めています。

何人とは、申出の主体となりうるすべての個人、法人等を指し、市外に住んでいる者等を問いません。

子どもの権利の侵害に関する事項については、子どもを個別に救済する必要がある場合が対象となります。言い換えれば、そのような個別救済ではなく、不特定多数の子どもの権利の侵害の防止や制度改善等のみを求めることは、ここで定める申出の趣旨とは異なります。

しかしながら、子どもの権利の侵害について、被害を表現しにくいなどの子どもの特性から、権利侵害を受けているか判然としない場合もあると想定されることから、子どもの権利の侵害に関する事項と表現し、実際にどのような状態が権利侵害であるかどうかの判断は、救済委員に委ねることとなります。

同項第 1 号では、権利の侵害からの救済対象となる子どもの範囲を市内に住所を有する子どもに関するものとしています。これには市内から他市町村へ通勤、

通学する子どもに関する事項についても対象とするものです。

同項第2号では、権利の侵害のからの救済対象となる子どもの範囲について他市町村から市内に通勤、通学する子どもに関するもので、対象となる相談及び救済の申出の原因となった事実が市内で生じたものに関する事項を対象とするものです。

なお、同項では、救済委員に対し、相談ができることを定めていますが、この救済の仕組みは、救済委員と第30条に規定する相模原市子どもの権利相談員(以下「相談員」といいます。)が一体となったものであり、初期の相談対応については、原則として相談員が応ずることとなります。

#### 第2項関係

救済の申出は、書面又は口頭で行うことができることを規定しています。

通常、行政不服等の申立ては書面によることが多いですが、子どもからの申出も想定されることから、限定せず、書面でも口頭でも可能としています。

なお、口頭による申出がなされた場合、救済委員は、申出者の承諾を求めたうえで、記録を作成することになります。

## 第 23 条

### (調査及び調整)

第 23 条 救済委員は、救済の申出があった事案又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、必要に応じて、その内容について調査を行うことができます。

2 救済委員は、救済の申出が救済に関わる子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において調査を行うとき、又は自己の発意に基づき取り上げた事案について調査を行うときは、当該子ども又は保護者の同意を得なければなりません。ただし、当該子どもが置かれている状況を考慮し、救済委員が当該同意を得る必要がないと認めるときは、この限りではありません。

3 救済委員は、調査のため必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、関係資料の提出及び説明を求め、又は実地調査を行うことができます。

4 救済委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに対し、関係資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができます。

5 救済委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害の是正のための調整を行うことができます。

救済の申出があった事案又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、調査及び調整を行うことを規定しています。

### 《解説》

#### 第 1 項関係

救済委員は、救済の申出があった事案又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、調査を行うことについて規定しています。

自己の発意による調査とは、救済委員に対し、子どもの権利の擁護者として、自発的な調査の裁量があるもので、このことにより、制度の実効性がより確保されるものです。

自己発意の例としては、マスコミ等の情報や、相談を受ける過程での情報をもとに、救済委員の判断により調査する必要があると認める場合などが想定されます。

## 第2項関係

救済委員は、救済の申出が、救済に関わる子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において調査を行うとき、又は自己の発意に基づき取り上げた事案について調査を行うときは、当該子ども又は保護者の同意を得なければならないことを規定しています。ただし、明らかに保護者の保護能力が欠けると判断される場合や、子どもであることにより状況の判断が困難な場合などは、救済委員の判断により当該子ども又は保護者の同意を必要としない場合もあります。

## 第3項関係

救済委員は、第1項の調査のため必要があるときは、関係する市の機関に対して関係書類の写しの提出や必要な説明を求めること、また、実地調査ができることを規定しています。

## 第4項関係

救済委員は、第1項の調査のため必要があるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに対し、関係書類の写しの提出や説明や実地の調査などの必要な協力を求めることを規定しています。

調査を行うに当たっては、調査の目的、調査内容の取扱いなどを丁寧に説明し、理解を得て行います。

## 第5項関係

救済委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害の是正のため、当事者双方に対し、助言や代弁を行ったり、関係機関に対する働きかけやあっせん、仲介を行うなどの調整を行うことができることについて規定しています。

この機能は、当事者の間に入って相互理解を深め、子どもにとって最善の解決を目指すものであり、司法等の強制力によらない解決を目指すうえで、重要な役割を果たすものです。

## 第 2 4 条

(調査の対象外)

第 2 4 条 救済委員は、特別の事情があると認めるときを除き、救済の申出が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を行わないものとします。

- ( 1 ) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は判決、裁決等を求め現に係争中の事案に関するものであるとき。
- ( 2 ) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関するものであるとき。
- ( 3 ) 救済の申出の原因となった事実のあった日から 3 年を経過しているとき。
- ( 4 ) 前条第 2 項の同意が得られないとき(同項ただし書に該当するときを除きます。 )。
- ( 5 ) 前各号に掲げるもののほか、調査することが明らかに適当ではないと認められるとき。

救済委員の調査の対象外のものについて規定しています。

### 《解説》

#### 第 1 号関係

判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は判決、裁決等を求め現に係争中の事案に関するものであるときは、救済委員の調査を行うことが相当ではないものとして規定しています。

ただし、判決等があり確定した事項であっても、社会情勢等の変化により、新たに調査の必要があると救済委員が判断した場合等にあつては、調査を行うことも想定されます。

なお、このことについては、第 2 号以降でも同様のことが想定されることから、救済委員が特別の事情があると認めるときは調査を行うこととして規定しています。

#### 第 2 号関係

議会に請願又は陳情を行っている事案に関するものであるときは、救済委員の調査を行うことが相当ではないものとして規定しています。

議会において、同時期に審査を行っている請願や陳情の案件については、重複

して調査を行うことを避けるために、対象外としています。

#### 第3号関係

救済の申出の原因となった事実のあった日から3年を経過しているときは、救済委員の調査を行うことが相当ではないものとして規定しています。

救済委員の扱う子どもの権利の侵害の特性からすると、一定の期間は申出しにくいなども考えられることから、民法(明治29年法律第89号)第724条に定められている不法行為による損害賠償請求権に係る時効を考慮し、3年を経過しているときとしています。

#### 第4号関係

第23条第2項の同意が得られないときは、救済委員の調査を行うことが相当ではないものとして規定しています。

#### 第5号関係

前各号に掲げるもののほか、重大な虚偽のあることが明らかであるとき、個別救済を対象とした申出ではないと明らかに判断できるときなど、調査することが明らかに適当ではないと認められるときは、救済委員の調査を行うことが相当ではないものとして規定しています。

### 第25条

(市の機関に対する是正の要請等)

第25条 救済委員は、調査又は調整の結果、子どもの権利の侵害又はそのおそれがあると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正の要請又は是正の勧告を行うことができます。

市の機関に対して、是正の要請又は勧告を行うことができることについて規定しています。

#### 《解説》

救済委員は、調査又は調整の結果、子どもの権利の侵害又はそのおそれがあると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正の要請又は是正の勧告を行うことができることについて規定しています。

是正の要請や是正の勧告を行うという機能は、相談、調査や調整を行っても解決されない場合に、救済委員によって、最終的な判断として発動される手法であ

ると捉える必要があります。

是正の要請の「是正」とは悪い点があれば改め、正しくすることであり、「勧告」とは一定の行為をすること又はしないことを勧めることをいいます。

## 第 2 6 条

(市の機関以外のものに対する是正の要請)

第 2 6 条 救済委員は、調査又は調整の結果、子どもの権利の侵害又はそのおそれがあると認めるときは、関係する市の機関以外のものに対し、是正の要請を行うことができます。

市の機関以外のものに対して、是正の要請を行うことができることについて規定しています。

### 《解説》

救済委員は、調査又は調整の結果、子どもの権利の侵害又はそのおそれがあると認めるときは、市の機関以外(個人、県立学校、民間施設等)のものに対し、是正の要請をすることができることについて規定しています。

第 2 5 条と異なり、市の機関以外のものに対しては、是正の勧告や第 2 7 条に規定する是正の要請又は是正の勧告を行ったときの改善の措置の状況についての報告を求める規定は設けていません。

救済委員は、是正の要請により、措置内容について十分に検討していただくよう依頼することになります。

また、救済委員は、必要に応じ、市の機関以外のものの承諾を得たうえで、第 2 8 条に規定する活動状況の報告に関する一連の業務として、是正の要請に関する状況について確認することもあります。

## 第 27 条

### (報告及び公表)

第 27 条 救済委員は、関係する市の機関に対し、是正の要請又は是正の勧告を行ったときは、改善の措置の状況について報告を求めるものとします。

2 救済委員は、関係する市の機関に対し、是正の要請若しくは是正の勧告を行ったとき、又は前項の規定による報告があったときは、その内容を公表することができます。

3 救済委員は、前項の規定による公表をするに当たっては、個人情報の保護について十分な配慮をしなければなりません。

市の機関の改善の措置の状況の報告、その内容の公表等について規定しています。

### 《解説》

#### 第 1 項関係

救済委員は、関係する市の機関に対して行った是正の要請又は是正の勧告の状況について報告を求めることを規定しています。

救済委員に対し、改善の措置の状況を報告することで、是正の要請等の実行性を確保できます。

#### 第 2 項関係

救済委員は、関係する市の機関に対して行った是正の要請又は是正の勧告の内容や、前項の規定に基づく報告の内容を公表することができることを規定しています。

是正の要請等の内容は、公表することによって、関係者に対して、解決に向けた行動を促す効果が期待できるほか、関係機関等に対する抑止効果も期待することができ、子どもの権利の保障に関する市民意識の醸成にもつながると考えられます。

なお、市の機関以外のものに対する是正の要請については、公表することに関する規定は設けていませんが、救済委員が必要と認めるときは、特定の個人の施設を明示しない方法で、第 28 条に定める活動状況の報告の中に概要を盛り込むことなどが考えられます。

### 第3項関係

関係する市の機関に対して行った是正の要請又は是正の勧告の内容や、第1項の規定に基づく報告の内容を公表するに当たっては、個人情報の保護について、十分に配慮しなければならないことを規定しています。

### 第28条

#### (活動状況の報告)

第28条 救済委員は、毎年、自らの活動状況について、市長に報告するとともに、これを公表するものとします。

救済委員の活動状況の報告について規定しています。

#### 《解説》

救済委員が、その活動状況を広く市民に周知することで、この制度への市民の理解と協力がより一層得られることが期待できると考えられることから、毎年、活動状況について市長に報告し、これを公表することを規定しています。

#### 参考

報告する事項は、年度ごとの相談の件数、救済の申出の件数、調査の件数、是正の要請及び是正の勧告並びに改善の件数、措置の状況に係る報告の概要などです。

### 第29条

#### (救済委員への協力)

第29条 市の機関は、救済委員の職務の遂行について協力するものとします。  
2 保護者、施設関係者及び地域住民等は、救済委員の職務の遂行について協力するよう努めるものとします。

救済委員の職務の遂行への協力について規定しています。

#### 《解説》

#### 第1項関係

市の機関は、救済委員と連携し、子どもの権利の侵害からの救済に向けた取組が必要なことから、救済委員の職務の遂行について協力することについて規定し

ています。

#### 第2項関係

救済委員の職務の遂行に対する保護者、施設関係者及び地域住民等の協力に関することについて規定しています。

救済委員の協力要請に対し、協力を努めるものとしています。

救済委員は、いわゆる白黒つけて問題解決に当たるのではなく、あくまで、子どもの権利の擁護者として、関係機関の理解と協力を得ながら問題解決に当たることとなります。

#### 第30条

(子どもの権利相談員)

第30条 救済委員の職務の遂行を補佐するため、相模原市子どもの権利相談員(以下「相談員」といいます。)を置きます。

2 相談員は、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱します。

3 第19条及び第21条の規定は、相談員について準用します。

子どもの権利相談員を置くことについて規定しています。

#### 《解説》

##### 第1項関係

日々の相談業務などに対応するため、救済委員の総括の下、救済委員の職務を補佐する者として、相談員を置くことを規定しています。

##### 第2項関係

相談員の資格要件と委嘱について規定しています。

相談員は、子どもの相談業務についての専門的知識と経験を有した職員とする必要があり、市の非常勤職員として職務を遂行します。

##### 第3項関係

第19条に規定している兼職の禁止、第21条に規定している守秘義務等の救済委員の責務の規定は、相談員について準用することを規定しています。

参考

救済委員の事務局員は、市の職員となりますが、救済委員の第三者性を確保する必要があるため、直接、救済委員の調査手法等に影響を及ぼすことは行いません。

事務局員は、関係機関との連絡調整、救済委員や相談員の勤務日の日程調整、各種統計処理、広報、事務局の予算、経理等を中心的に担うこととなります。

## 【第7章】 子どもに関する施策の推進

条例内容の実体的事項として、「子どもに関する施策の推進」及び「子どもの権利の日」を規定しています。

### 第31条

(子どもに関する施策の推進)

第31条 市は、子どもの権利の保障に資するよう、次に掲げる事項に配慮し、子どもに関する施策を推進するものとします。

(1) 子どもの最善の利益に基づくものであること。

(2) 教育、福祉、医療等との連携及び調整が図られた総合的かつ計画的なものであること。

(3) 保護者、施設関係者及び地域住民等との連携を通して子ども一人一人を支援するものであること。

子どもの権利の保障の観点を踏まえた子どもに関する施策を推進することについて規定しています。

#### 《解説》

##### 第1号関係

市は、子どもに関する施策を推進するに当たっては、子ども自身が権利の主体として、自立した社会性のある大人へと成長できるよう最善の利益を考慮したものでなければならないことを規定しています。

##### 第2号関係

市が、実施する子どもに関する施策は様々な分野で展開されており、これら異なる分野が連携及び調整を図りながら、総合的かつ計画的に施策の展開を図ることが必要なことから、教育、福祉、医療等との連携及び調整を図り、総合的かつ計画的に進めるよう配慮しなければならないことを規定しています。

本市では平成27年4月から5か年を1期とする「相模原市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの権利に関する施策をはじめ様々な子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

この計画は、条例で位置付けた市の附属機関である「相模原市子ども・子育て会議」の審議を経て策定したものであり、策定後も同会議において、計画に位置

付けた子ども・子育て支援に関する施策の実施状況について調査や検証などを実施します。

### 第3号関係

子どもの権利の保障の観点を踏まえた子どもに関する施策の展開に当たっては、行政だけの取組では十分ではなく、施策の目標達成には保護者、施設関係者及び地域住民等との連携が不可欠なことから、保護者、施設関係者及び地域住民等との連携を通して一人一人の子どもを支援することに配慮しなければならないことを規定しています。

## 第32条

(子どもの権利の日)

第32条 市は、子どもの権利について、子ども、保護者、施設関係者及び地域住民等の理解及び関心を高めるため、さがみはら子どもの権利の日を設けます。

2 さがみはら子どもの権利の日は、11月20日とします。

さがみはら子どもの権利の日について規定しています。

### 《解説》

#### 第1項関係

子どもの権利について、子ども、保護者、施設関係者及び地域住民等の理解や関心を高めるため、さがみはら子どもの権利の日を設けることについて規定しています。

子どもの権利について普及し、子ども、保護者、施設関係者及び地域住民等の理解や関心を高めるため、さがみはら子どもの権利の日を設け、その前後の期間を通して、子どもの参加型の事業やシンポジウムの開催など、子どもの権利にふさわしい事業を行うこととします。

なお、子どもの権利に関する啓発活動は、様々な機会を捉え、積極的な啓発活動を進めていく必要があります。

#### 第2項関係

さがみはら子どもの権利の日は、11月20日とすることを規定しています。

この日は、国連総会で児童の権利に関する条約が採択された日であることなどから定めたものです。

## 【第8章】 雑 則

条例の実体的規定を前提とした技術的事項として、「委任」を規定しています。

### 第33条

(委任)

第33条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定めます。

委任に関する規定をするもの

《解説》

条例の施行に関し必要な事項を規則により定めることを規定しています。

必要な事項として定めるものとしては、定義規定の補足的事項、救済制度の手続きに関する事項、庶務に関する事項などのほか、必要な書類の様式等が挙げられます。

# 相模原市子どもの権利条例

## 条文解説

### 【問合せ先】

相模原市健康福祉局こども育成部こども青少年課

住 所 〒 2 5 2 - 5 2 7 7

神奈川県相模原市中央区中央 2 - 1 1 - 1 5

電 話 0 4 2 - 7 6 9 - 9 8 1 1 (直通)

F A X 0 4 2 - 7 5 9 - 4 3 9 5

E - mail [kodomoseisyonen@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:kodomoseisyonen@city.sagamihara.kanagawa.jp)